

令和2年4月30日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
産業廃棄物対策課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における
対応について（依頼）

平素から、県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について、令和2年4月27日付け環循規発第2004273号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から別紙のとおり通知がありました。

ついては、通知の内容についてご承知おきいただきよう、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、広島県では、通知の内容（一）に関して、県外の産業廃棄物処理業者（産業廃棄物対策課管轄分）からの更新許可申請を対象に試行的に実施できるよう、必要な整理を行っているところです。また、体制が整い次第、県内の産業廃棄物処理業者（厚生環境事務所管轄分を含む）へも対象を拡大して実施する予定です。

（通知の内容）

- 一 郵送による申請について
- 二 電子メール等を利用した申請について
- 三 添付書類について
- 四 従前の許可が有効であることの明示について

担当 適正処理グループ

電話 082-513-2963（ダイヤルイン）
（担当者 桑原）